

## 錦町マスコットキャラクター使用取扱要綱

平成22年7月5日

告示第25号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、錦町マスコットキャラクターの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、町が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン（別図）及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

### (キャラクターの使用)

第3条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは除く。

- (1) 法令又は公序良俗に反する恐れがあるとき。
  - (2) 特定の政治、思想又は宗教活動に利用される恐れがあるとき。
  - (3) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する恐れがあるとき。
  - (4) 町及びキャラクターの品位を損なう恐れがあるとき。
  - (5) その他町長が使用について不相当と認めたとき。
- 2 キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。
- (1) 営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
  - (2) 錦町若しくはその外郭団体又はその職員が業務に関し使用するとき。
  - (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
  - (4) 錦町内の自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
  - (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
  - (6) その他町長が適当と認めたとき。

### (使用の承認申請)

第4条 前条第2項の承認を受けようとするものは、錦町マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用の承認)

- 第5条 町長は、前条に規定する申請があった場合、その使用目的及び使用方法が適当であると判断したときは、キャラクターの使用を承認し、錦町マスコットキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 2 町長は、前条に規定する申請があった場合、その使用目的及び使用方法が不適当であると判断したときは、キャラクターの使用を許可しないものとし、その理由を明記した錦町マスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用承認の期限)

- 第6条 使用承認の期限については、特に定めないものとする。

(使用料)

- 第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第8条 キャラクターを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第3条第2項第1号に該当する場合又は町長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (1) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
  - (2) 錦町のマスコットであることを明記すること。
  - (3) 承認を受けたものは、承認された用途のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。
  - (4) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は貸し付けないこと。
  - (5) 承認を受けたものは、キャラクターを使用する物品等が完成した際は、速やかにその見本を町に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、その形状の分かる写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更)

- 第9条 キャラクター使用の承認を受けたものが、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ錦町マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請による変更承認の可否及びその通知については、第5条の規定を準用するものとする。

(違反等に対する取扱い)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認の取り消し、使用差し止めの請求及び必要な指示等（以下「承認の取り消し等」という。）を行うことができる。

- (1) キャラクター使用の承認を受けたもの、キャラクターを使用するもの又はキャラクターの使用が、第3条第1項の各号に該当すること若しくは該当していたこと又はこの要綱の内容に反すること若しくは反していたことが判明したとき。
  - (2) 第3条第2項の規定によりキャラクター使用の承認を受けずにキャラクターを使用するものが、同項各号に該当しないことが判明したとき又は該当しなくなったとき。
  - (3) 使用承認申請書又は使用変更承認申請書に虚偽の記載があることが判明したとき。
  - (4) 使用承認申請書又は使用変更承認申請書の記載内容に反するキャラクターの使用を行ったとき。
  - (5) その他、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により承認の取り消し等を行ったときは、その理由等を明記した錦町マスコットキャラクター使用承認の取り消し等通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消されたものは、当該承認によって作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 町は、承認の取り消し等により生じた損失について、補償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第11条 使用者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償又は損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。